

令和2年11月平戸市教育委員会臨時会 議事日程

日 時 令和2年11月11日(水)

午後3時30分 開会

場 所 教育委員会 応接室

日程第1 開 会

日程第2 議事録署名委員の指名について

11月臨時会議事録署名委員 戸田 委員 久家 委員

10月定例会議事録署名委員 筒井 委員 戸田 委員

日程第3 報 告

報告第12号 平戸市学校薬剤師の委嘱について

日程第4 議 題

平戸市立野子中学校の平戸市立南部中学校への統合について

日程第5 その他

日程第6 閉 会

参考 人事議案を秘密会とする根拠

平戸市教育委員会会議規則（抜粋）

第19条 秘密会の議事及び教育長が取消しを命じた発言は、議事録に記載しない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（会議）

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

第14条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第6項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第2項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。